

議案第17号

匝瑳市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

匝瑳市長 宮内 康幸

匝瑳市消防団条例の一部を改正する条例

匝瑳市消防団条例（平成18年匝瑳市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「年4回」を「年2回」に、「6月、9月、12月及び3月」を「10月及び翌年4月」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の予算に係る報酬及び費用弁償から適用する。

(参考)

匝瑳市消防団条例の一部を改正する条例新旧対照表

改	正	後	改	正	前
第1条～第13条 略 (報酬及び費用弁償) 第14条 略 2・3 略					